

○国立大学法人筑波大学役員服務規則

〔平成27年3月26日〕
〔法人規則第23号〕

国立大学法人筑波大学役員服務規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第13条第4項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の役員に対する服務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(責務)

第2条 役員は、国立大学法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、法人の発展のために誠心誠意、職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(本学の教育研究等への従事)

第3条 役員（学長を除く。）は、職務に支障のない場合に限り学長の承認を得て、本学の教育研究又は診療等に従事することができる。

(倫理)

第4条 役員の職務に関する倫理の保持に関し必要な事項は、国立大学法人筑波大学職員倫理規則（平成17年法人規則第22号）を準用する。

(懲戒)

第5条 学長は、理事がこの法人規則に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事を懲戒に処することができる。

2 懲戒の種類については、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第96条の規定を準用する。この場合において、同条中「解雇」とあるのは、「解任」と読み替えるものとする。

3 学長は、懲戒を行うに当たっては、国立大学法人筑波大学職員懲戒規程（平成17年法人規程第22号）を準用する。

4 懲戒による減給となった理事に対する報酬の減額の方法については、本部等職員就業規則を準用する。

(雑則)

第6条 特別の事情によりこの法人規則によることができない場合又はこの法人規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。